

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成４年川崎市条例第２号）の一部を次のように改正する。

附則第９項を附則第１０項とし、附則第８項の次に次の１項を加える。

（県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置）

９ 平成２９年４月１日（以下「移譲日」という。）の前日において、学校職員の給与等に関する条例（昭和３２年神奈川県条例第５６号）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２６年法律第５１号）第５条の規定の施行に伴い、引き続き給与条例の適用を受けることとなったものについて、移譲日前に職員の育児休業等に関する条例（平成４年神奈川県条例第７号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

制 定 要 旨

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第2号</p>	<p>○川崎市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第2号</p>
<p>(第1条～第26条 略)</p>	<p>(第1条～第26条 略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(施行期日)</p>	<p>(施行期日)</p>
<p>1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。</p>
<p>(川崎市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の廃止)</p>	<p>(川崎市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の廃止)</p>
<p>2 川崎市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和52年川崎市条例第52号。以下「旧育児休業条例」という。）は、廃止する。</p>	<p>2 川崎市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和52年川崎市条例第52号。以下「旧育児休業条例」という。）は、廃止する。</p>
<p>(旧育児休業条例の廃止に伴う経過措置)</p>	<p>(旧育児休業条例の廃止に伴う経過措置)</p>
<p>3 この条例の施行の際、現に旧育児休業条例の規定による育児休業の許可を受けて育児休業をしている女子職員については、当該許可は育児休業法第2条の規定による育児休業の承認とみなす。</p>	<p>3 この条例の施行の際、現に旧育児休業条例の規定による育児休業の許可を受けて育児休業をしている女子職員については、当該許可は育児休業法第2条の規定による育児休業の承認とみなす。</p>
<p>4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に女子職員が行った旧育児休業条例の規定による施行日以後の期間に係る育児休業の許可の申請又は施行日以後の期間に係る育児休業の期間の延長の申請は、それぞれ育児休業法第2条第2項の規定による育児休業の承認の請求又は育児休業法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の請求とみなす。</p>	<p>4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に女子職員が行った旧育児休業条例の規定による施行日以後の期間に係る育児休業の許可の申請又は施行日以後の期間に係る育児休業の期間の延長の申請は、それぞれ育児休業法第2条第2項の規定による育児休業の承認の請求又は育児休業法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の請求とみなす。</p>
<p>5 この条例の施行の際、現に旧育児休業条例の規定により育児休業の許可が効力を停止している職員については、当該許可は育児休業法第2条の規定による育児休業の承認とみなし、当該承認は、育児休業法の施行の日において育児休業法第5条第1項の規定によりその効力を失うものとする。</p>	<p>5 この条例の施行の際、現に旧育児休業条例の規定により育児休業の許可が効力を停止している職員については、当該許可は育児休業法第2条の規定による育児休業の承認とみなし、当該承認は、育児休業法の施行の日において育児休業法第5条第1項の規定によりその効力を失うものとする。</p>
<p>6 旧育児休業条例の規定により女子職員がした育児休業で育児休業法の施行の日前に終了したものは、育児休業法第2条第1項ただし書に規定する育児休業に含まれるものとする。</p>	<p>6 旧育児休業条例の規定により女子職員がした育児休業で育児休業法の施行の日前に終了したものは、育児休業法第2条第1項ただし書に規定する育児休業に含まれるものとする。</p>
<p>7 附則第6項の規定の適用を受けて育児休業をしている女子職員には、当</p>	<p>7 附則第6項の規定の適用を受けて育児休業をしている女子職員には、当</p>

改正後	改正前
<p>該育児休業の期間中、第5条の規定は適用しない。</p> <p>8 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和50年法律第62号）又は旧育児休業条例に基づく育児休業の期間のうち平成4年4月1日前の期間に係る給与及び退職手当に関する取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p><u>（県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置）</u></p> <p>9 <u>平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）の前日において、学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続き給与条例の適用を受けることとなったものについて、移譲日前に職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</u></p> <p>（人事委員会規則への委任）</p> <p>10 この条例に定めるもののほか、育児休業等をした職員の給与等の取扱いに関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>（以下 略）</p>	<p>該育児休業の期間中、第5条の規定は適用しない。</p> <p>8 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和50年法律第62号）又は旧育児休業条例に基づく育児休業の期間のうち平成4年4月1日前の期間に係る給与及び退職手当に関する取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>（人事委員会規則への委任）</p> <p>9 この条例に定めるもののほか、育児休業等をした職員の給与等の取扱いに関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>（以下 略）</p>